

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

使途秘匿金は役員仮払金が要注意

Q: 使途秘匿金課税について教えてください。

A: 使途秘匿金課税とは、簡単に言えば、相手先の氏名等を明らかにしない支出については、損金不算入による通常の法人税負担のほかに、40%税率で追加課税されるというものです。

領収書のない支出等があれば“槍玉”にあがるでしょうが、この他にも、仮払金、立替金といった名目の金銭支出にも、税務当局は目を光らせるようですので注意が必要です。

といいますのも、使途秘匿金課税は、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に支出した使途秘匿金に対して追加課税されるので、いわゆる仮払金処理を許してしまうと、その期間中はずっと仮払金処理を続け、平成8年4月1日以降の事業年度で使途秘匿金として自己否認するといった、“租税回避行為”も十分考えられるからです。

特に役員仮払金については、期末時に精算を完了しておかないと、使途秘匿金課税の対象に取り込む方向も示されているので、慎重な処理をしなければなりません。

中小の同族会社では、社長が持ち出した会社の資金などを「役員仮払金」として処理することが多いようですが、多額な「役員仮払金」は特に期末で精算しておく必要があります。

